

北海道行政書士会

札幌支部 支部だより

コスモスサプリ

無料
相談日

毎月 第3水曜

要予約

011-271-0773

2019

No.

152

Spring

春

北海道行政書士会 札幌支部

札幌支部だより

図書館 スナップ

支部内にある各市の図書館です。みんな立派ですね。どこの市の図書館か分かりますか？
答えは11ページです。



さっぴよんです！北海道にもようやく春が訪れましたね。春は出会いとお別れの季節でもあるけれど、皆さんにとって充実した季節になることをお祈りしています♪

もくじ

contents

札幌支部2年間 総括①	2	人ごとでは済まされない、トラブル防止	8
新春セミナー・新年交礼会	3	行政書士記念日事業 他	9
札幌支部2年間 総括②	4~5	総会ご案内・成年後見法学会ご案内・支部HP	10
特集 相続法改正から見る行政書士業務への影響	6	ちょこっと情報 表紙回答	11
報告 自動車研修・創業塾・健康診断	7	入退会数 編集後記	12

札幌支部2年間 総括①

平成29年度、平成30年度 支部事業を振り返って

支部会員の皆様 支部執行にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。平成を締めくくるこの2年間、札幌支部を取り巻く環境が変わりつつある事を感じました。行政機関等との関係の進展、兼業資格支部会員の増加、本会との協働事業のあり方等があげられます。そのひとこまをご紹介します。

*行政機関等との関係の進展

昨年度から民泊ワーキンググループを作り、札幌市と民泊申請について札幌支部としての関わりを検討し、入札されたNTTタウンページ株式会社と「運営管理業務に関するコンサルティング契約」を締結しました。それに伴い「民泊窓口相談員」を登録、養成していきます。また札幌市より「創業支援塾」への参加依頼、高齢者対象研修会をはじめとする各種研修会依頼、法務局との広報グッズ・イベント寸劇協働企画等があげられます。

*兼業資格支部会員の増加

今年度は、公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士の方々の入会が多く見られました。兼業資格入会者の皆さんは、行政書士業務の看板である「許認可業務」や社会情勢から要望される「申請取次業務」に積極的に

支部長 酒匂 桂子

取り組み、業務拡大に結び付けたいと希望を述べられていました。外から見ると行政書士はとても魅力ある士業なのです。内である専業行政書士はもっとこの分野を研鑽していかなければならないと改めて気づかされました。

*本会との協働事業のあり方

総会で要望いただきました繁忙期の自動車登録相談会へ改善対応は、運輸局との会議に本会関係役員と共に支部長、相談員経験者（オブザーバー）も出席し、今後の相談業務の改善に向けて積極的に意見情報交換を行いました。また、昨年9月北海道胆振東部地震の際には、被災地三町、札幌市清田区への地震被害相談支援に対し、支部会員から多数の災害ボランティアにご参加いただき、誠にありがとうございました。

日頃の支部会員皆様のご理解ご協力を得て、この2年間に数多くの事業が展開できました。さて、来年度は綱紀法務部と研修部が新設され、6部制（総務・綱紀法務・財務・監察広報・研修・業務企画）が始動し、フレキシブルな支部運営が期待されます。どうぞよろしく願いいたします。



一寸振り返って

私が相談役を拝命したのは、10年間札幌支部監事を経て平成27年5月の総会にての事です。相談役になったものの、支部役員と会員の皆様には各会合で介護されるも相談事はさっぱり受任できなく本当に心苦しく思っているところです。又、行政書士制度の発展とPR、官庁との折衝その他で支部理事皆様のご苦勞に感謝申し上げます。

行政書士を取り巻く経営環境は激動とは言いませんが非常に厳しい中での業務遂行を強いられています。顧客の依頼内容も年々レベルアップし高度な知識と経験が要求され、尋常一様のことで納得して戴くことの出来ない状態が続いておる所ありますので、益々行政書士本人の資質の向上が不可欠であると感じております。行政書士制度、資格取得の性質上、どうしても受任した案件を処理しながら、顧客と共に成長して行かなければなりません。依頼者が行政書士に求める事はどの部分なのかをコミュニケーションを取り、充分な把握した上で業務遂行をしなければ、後々のクレームに繋がる可能性があるため気を付けなければなりません。

支部相談役 村田 菊男

知識については各研修等参加することや先輩等の指導で得られますし一番詳しく知識を吸収できるのは依頼者からのポイントを就いたアドバイスです。

経験不足を補うための情報の収集が特に必要であると考えています。

実際に研修と実務のギャップの狭間で今なお、もがいている所ですが、情報は色々な団体、グループに所属する事で最新の情報が得られます。それが相談員だったり、任意会加入だったり、支部理事とか、一番身近なのは同期登録者仲間でしょうか。情報の中に確度甲、乙、丙と言うものがあり確度甲に注目して日々研鑽されること、自分が良いと思うようなことは徹底的にパクル（TTP）というのはどうだろうか。

支部会員数も私が開業時（平成5年3月登録）より2倍になっています。仲間をどんどん増やしてTTPで経験ポケットを満ち誠実に業務を遂行され、なんまら儲かる事を祈念致します。





新春セミナー & 新年交礼会

新春セミナー

平成31年1月10日（木）17時 ホテルライフオー
ト札幌（4階グラブ）において、北海道行政書
士会札幌支部新春セミナーが開催されました。北海
道行政書士会相談役 深貝 亨氏を講師としてお招
きし、「3日 3年 30年～行政書士への道～」と
題したご講演をいただきました。

タイトルの通り、長く行政書士として活動してい
くための心構えの部分を中心に、自らの生い立ちを
絡めお話をいただきました。

3日とはまず「決意をする」と題し、心構え・思
考の部分のお話。最終責任は自分にあるという意識
や、業務独占にしがみつ়くのではなく依頼者の欲求
に答えることの重要性について。

3年とは「身につける」時期として、行政書士試
験が実務には直結していない現状を踏まえ、基礎知
識の習得、得意分野の確立、事務所経営能力を身に

つけることの重要性とその方法について。

30年とは「輪を作る」とし、会員間の付き合い
から始まり、顧客への新たな提案のため思考の輪を
広げること、そして顧客が最大の営業マンである
として顧客に輪を広げてもらうということまで、それ
ぞれ豊富なご経験に基づく心構えをお話していただ
きました。

最後には参加者からの
質問に対して、ご自身の
行政書士登録時の仕事の
とり方の工夫や提案の仕
方、業務についてのスキ
ームの具体的方法など、
多くの質問に丁寧にご回
答いただきました。

質問にも熱が入ります▶



新年交礼会

1月10日（木）、札幌
支部の新年交礼会が
開催され、71名の会員
が参加しました。

参加者
からの一言

- ・新春セミナーではマネジメントの苦労話などをもっと聞きたいと思いました。
- ・とても有意義なセミナーでした。
- ・座席のくじ引きは、知らない方と話せる良い機会になりました。
- ・行政書士会は活気があると感じました。
- ・初めて参加しましたが、普段会えない方と会うことができ、嬉しかったです。
- ・交礼会、楽しかったです。



酒勾支部長 宮元本会会長 深貝講師の
挨拶 ご挨拶 ご挨拶



各テーブル▶



教文13丁目笑劇一座様と



寸劇：成年後見制度





平成29年度・30年度を振り返り、～4部制

— 平成30年度 所感 —

支部会員の皆様には、日頃より会務執行に関してご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

総務部においては、昨年7月に「札幌支部会員交流会」、9月に「旭川小樽札幌三支部合同研修会」を開催し、多くの会員の皆様にご参加いただくことができました。また、今年の1月には「札幌支部新春セミナー・札幌支部新年交礼会」を業務企画部と協力して開催し、セミナーにおいては、深貝亨北海道行政書士会相談役に講師を務めていただきました。このようなイベントにおいて、今年度は新入会員の皆様に多数ご参加いただけたことが、大きな成果だったと考えております。新入会員の皆様にとって、ベテランの会員の皆様と名刺交換をし、アドバイスを受けることは大変貴重な経験だったと思います。札幌支部開催のイベントにおいて会員相互の交流を図

嶋田俊二郎

総務部長

る場を設けられたことは大変意義のあることでした。

また、今年度行った会員様向けのアンケートにおいて、様々な貴重なご意見をいただくことができました。回答された約半数の方がイベントに「参加したことがない」と回答されており、理由として「開催時間と都合が合わない」、「内容に興味が無い」が多く、他には「人の多いところが苦手」、「雰囲気に参加しにくい」等の理由も複数ありました。

現在、札幌支部の会員数は960名を超え、年齢も経験も様々な方が多様な業務に取り組んでおられます。会員の皆様が多様化していく中で、様々な価値観があり、支部も多様化していく必要があると思います。来年度から6部制が始動するなど札幌支部も新しい事業に取り組んでまいります。今後とも会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

— 2年間を振り返って —

支部会員の皆様には日頃から支部の活動にご理解、ご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。

広報活動につきましては、従来行われてきた広報月間中の各官公庁訪問や行政書士記念日セミナーに加え、ラジオCMの作成・放送、社会貢献の一環として交通安全運動への参加、これに伴うラジオ番組による当支部取材時の行政書士制度の宣伝（相続、遺言はもちろんのこと、行政書士は許認可の専門家であるというアピール）、法務局人権擁護課とのコラボレーション（いきいき健康・福祉フェアでの合同寸劇、手提げバッグの共同制作）、札幌市内幼稚園への絵本の寄贈等々、新しい試みも行って参りました。

監察・綱紀活動につきましては、依然として受け手の状態ではありますが、これは綱紀案件の増加によ

堀川 貴之

副支部長兼監察広報部長

るものです。世間一般の意識の変化によるものなのか、本会や支部に寄せられる苦情は増加傾向にあり、そのほとんどが、「連絡がつかない」というもので、連絡のつかない会員に様々な手段をとって連絡を取ろうと悪戦苦闘しました。

広報活動は、費用対効果が明確に表れるものではありません。継続して行うことが肝心と思っております。今後とも皆様のご理解をお願い致します。

監察・綱紀活動は、世間一般の意識の変化に対応するため、今以上に啓発活動に力を入れなければならないと思っております。これにつきましては、皆様のご協力が不可欠となります。

どちらの活動につきましても、今後ともご理解、ご協力、よろしくお願い致します。

から次年度の6部制へ向け～ 総括②

— 2年間を振り返り —

三浦 勝也

副支部長兼財務部長

札幌支部会員の皆様、財務部の三浦です。財務部の部長とし1期2年を振り返りますと事務局の日々の会計処理の確認、決算、予算という年間の業務を事務局員及び財務部員の協力のもと滞りなく行うことが出来ことに感謝しております。また、財務部の業務内容は地味ではありますが円滑な支部運営の一助としての役割を担っていると自負しております。

なお、会員の皆様にお願ひしましたアンケートの回答内容を読みますと北海道収入証紙を会員皆様方が気軽に購入できる環境になっていないこともわかり改善していかなければならないと痛感しました。

会員の皆様方と財務部との直接的な関わり、ふれあいは多くはありませんが今後も何卒よろしくお願い申し上げます。

— 2年間を振り返って —

吉田 充

業務企画部長

札幌支部会員の皆さまにおかれましては、日頃より会務執行についてご理解、また多大なるご協力をいただき、誠にありがとうございます。

私自身、長く札幌支部業務企画部に身を置いていたこともあり、惰性になっていたわけではありませんが、ある種のルーティーンのように研修事業を始めとする業務企画部の所管事業をとらえているところがありました。

しかしながら今期におきましては、理事会、部長会、部会といった会議において、支部長を始めとして他の理事からも視点や視座を変えたご意見、ご指摘、新たなアイデアをお聞きして、認識を改める場面も多々ありました。

例えば、支部長の目指す「行政機関との関係・連携強化」につきまして、まずは足許である札幌市との関係・連携強化を企図し、補助金・助成金等の制度に関する研修やLGBTに関する研修の実施、民泊関連の協力体制の構築を図っていった結果、現在では、札幌市より「こういう制度についての説明、研修をさせて欲しい」といった研修実施依頼も受けるようになっています。

この動きは、LGBTに関する研修について残念な

から放映には至らなかったもののNHKの取材を受けることになり、行政書士の存在をアピールすることにつながりましたし、札幌市の特定創業支援等事業の実施機関として参画することにもなりました。

また、建設業相談員事業につきましても、担当副支部長及び建設労務担当理事の尽力によりまして、所管部署である石狩振興局建設指導課とは良好な関係を築いています。

とはいえ会務は、決して「ここまでで十分」とか「これでいい」という終わりのあるものではないと考えます。

次年度以降につきましても、支部会員のみならず行政書士全体の発展、向上を図るため、支部会員の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



第7回理事会 (3月8日)



相続法改正から見る行政書士業務への影響

特集

札幌支部理事 藤永誠一郎

平成30年7月6日に民法相続編の改正法等が成立し、同月13日に公布されました。この改正は、嫡出でない子の相続分に関する違憲判決を受けた民法改正をきっかけとし、高齢配偶者の保護や遺言の活用等、社会情勢の変化のなかで要請される新たな問題に対応するため行われたものです。改正法では新制度の創設を含め、幅広く様々な改正が行われています。主な改正点としては以下のようなものがあります。

主な改正点

①配偶者居住権、②持戻し免除の意思表示の推定、③遺産分割前の預貯金債権行使、④遺産の一部分割、⑤自筆証書遺言の要件緩和、⑥自筆証書遺言の保管制度、⑦遺言執行における遺言執行者の権限の明確化、⑧遺留分の金銭債権化、⑨遺留分侵害の算定方法、⑩相続による権利義務の承継、⑪相続人の行為の効力、⑫特別の寄与
本稿では紙幅の都合上、上記の主な改正点のうち行政書士業務との関わりで特に重要となりそうな、①、③、⑤、⑥、⑦、⑧について、ポイントのみ軽く触れたいと思います。

① 配偶者居住権（民法第5編第8章第1節）

被相続人が死亡した後、相続人となった配偶者の居住権を保護するため、新たな権利として創設されました。配偶者居住権は要件として(1)相続開始時に被相続人が対象建物を所有すること（相続開始時に被相続人が配偶者以外の者と共有していないこと）、(2)相続開始時に配偶者が対象建物に居住していること、(3)遺産分割協議（調停）、遺贈（死因贈与）、家庭裁判所による審判、いずれかの方法により配偶者居住権の取得が認められること、が必要となります。配偶者居住権は譲渡することはできず、存続期間は原則として終身の間となります。また、配偶者短期居住権も創設され、被相続人が死亡し相続が開始しても、一定期間は居住建物を無償で使用できます。

③ 遺産分割前の預貯金債権行使（第909条の2）

相続開始直後の葬儀費用等、急な資金が必要な場合のため、簡易迅速に預貯金の払戻しを認める規定が新設されました。払戻し金額の上限額は法務省令によって定められます。

⑤ 自筆証書遺言の要件緩和（第968条2項）

自筆証書遺言を作成する場合、これまでは財産目録を含めすべてを自筆する必要がありましたが、添付する目録については自筆でなくても良いこととなり、目録については遺言者が毎葉に署名押印すれば足りることになりました。

⑥ 自筆証書遺言の保管制度（法務局における遺言書の保管等に関する法律）

自筆証書遺言について、遺言者が法務局に遺言を保管する制度が新設されました。保管申請は遺言者が自ら行う必要があり、保管された遺言書については検認手続が不要となります。相続が開始された際には、遺言書情報証明書の交付請求（誰でも請求ができ、遺言書保管の有無を確認できます）を行うことが実務では必要となってくると考えられます。

⑦ 遺言執行における遺言執行者の権限の明確化（第1007条2項）

遺言執行者が任務を開始したときは、遺言の内容を相続人に通知すること等、執行者の権利義務が明確化されました。

⑧ 遺留分の金銭債権化（第1046条）

旧法では、遺留分減殺請求権の行使により当然に物件的効果が生ずるとされ、結果としてそれぞれの財産について共有関係が生じることになり、問題視されていました。新法では権利の行使により、遺留分侵害額に相当する金銭債権が生じるということになり、名称も遺留分侵害額請求権となりました。

改正法の施行期日ですが、自筆証書遺言の方式を緩和する方策については2019年1月13日、原則的な施行期日は2019年7月1日（一部除く）、配偶者居住権及び配偶者短期居住権は2020年4月1日となっています。

相続・遺言業務を扱う我々行政書士としては今般の改正法は必須知識となります。旧法と新法との違い等、研究、把握しておく必要があると考えます。



報 告

年度末自動車登録相談会を視野に

業務企画部理事 浅野 暢也

この度、札幌支部では、特別研修と題し、自動車登録業務について4日間にわたり研修を行いました。

研修の趣旨としては、OSS等、近年変わりつつある自動車登録業務の中で、その基礎を学んで頂くことはもちろん、年度末に各陸運支局で行われる自動車登録相談会に対応できる人材の育成ということを掲げて行いました。

尚、年度末に行われる相談業務は、北海道行政書士会の委託業務ではありますが、実際に、現場の窓口で配置されご協力頂くのは各支部の会員となっており、またその業務に精通している会員は、繁忙期ということもあり連日相談業務をお手伝い頂くのが難しく、そのため人材不足が起きていることは、事実として否めません。

北海道行政書士会で受託しているため、札幌支部

としてこの業務を実施することはできませんが、会員の育成等、可能な限り協力しなければならないという酒匂支部長の判断により初めて行ったという経緯もございます。

大げさな表現になってしまいますが、自動車登録という各会員の業務としてももちろん、北海道行政書士会としての会の業務としても、どちらも国民の信頼に応えるという観点からは、とても重要なことではないかと私個人としては思っております。

今後もこのような研修があった際には、是非、多くの会員の皆様にご参加頂きたいと思っておりますし、札幌支部、北海道行政書士会の会務にもご協力頂ければと切に願っております。

毎回満席の研修会場▶
(講師：荒木相談役・羽賀会員・鶴間会員)



北海道行政書士会札幌支部主催「行政書士による創業塾」(受付終了)

創業塾実行委員会

「行政書士による創業塾」は、北海道行政書士会札幌支部が運営する創業支援プログラムとして、3/16(土)から3/30(土)の3週に分け各土曜日に開催されました。

本事業は札幌市の特定創業支援等事業の一つとして、札幌市内で創業を予定されている方に向け、創業やその後の経営を円滑に進めるための経営、財務、販路開拓、人材育成等に関する基礎的な知識を学んでいただきながら事業計画書を作成していくプログラムとなっています。

「行政書士による創業塾」のポイントとしては

- ①経験豊富な行政書士が講師を担当。
- ②業務範囲の広い行政書士ならではの講座を開設。
- ③資金調達やマーケティング等の知識を通じて事業計画を策定していくこと。
- ④広範な知識を学ぶことで問題点に気づくこと。
- ⑤問題点をクリアにすることで、創業が失敗するリスクを下げっていくこと。
- ⑥札幌市の特定創業支援等事業であり、創業時に制度上のメリットが受けられることが挙げられます。

●引き続き来年度も開催予定です。詳細は決まり次第お伝えします。

健診費用補助金の申請をしました

支部理事 原田 和子

毎年、健康診断・がん検診を受診しています。健診費用補助金制度が始まったことは知っていましたが、何だか気が引けるし、千円のためにわざわざ支部事務局に行くのもどうかと思っていました。その後、2件の申請があったことを知り、思い切って申請しました。必要書類は申請書(たくまくん補助券)と健診費用明細書のみで簡単です。ただ、この申請書は支部事務局にはありませんでした。事務局にあ

るか支部ホームページからダウンロードできると便利かと思いました。

会社員であれば毎年「健康診断」がありますが、個人事業主は自発的に受診しなければならないため、どうしても自分の健康を後回しにしがちです。ぜひ、支部の補助金制度を利用し、早めに自己の体調管理をしてみたいかがでしょうか。(2019年2月1日時点で申請3件)。

今年度から札幌支部では、健診費用補助金制度を開始しました(2018年6月26日発行の支部だよりに申請書等同封)。



人ごとでは済まされない、トラブル防止

先般のアンケートより、綱紀案件等への関心が高いことが分かりました。依頼者や関係者からの問合せやクレームが発生した場合にどのような手順で調査等が進められているのか概略と、また12月開催の「職務上請求に関する研修会」で配布された啓発資料を掲載いたします。

現行では次のような手順で対応を進めています。

(1) 札幌支部にお問合せがあった場合：

①担当理事が、申立人から提出された資料、面談等により事案の概要把握 → ②当該会員への聴取 → ③当該会員への指導 → ④調査終了 → ⑤当該会員に法令違反、諸規程違反があり処分が必要と認められる場合は本会に報告。

(2) 本会にお問合せがあった場合：

①本会より調査依頼 → ②担当理事による事案の概要把握 → ③当該会員への聴取 → ④当該会員への指導 → ⑤調査終了 → ⑥本会への報告

顧客とのトラブル防止対策

北海道行政書士会札幌支部 監察広報部

最近、お客様からの不服申立が増える傾向にあります。

トラブル対応には、相当のエネルギーと無用の時間が必要です

無用のトラブルを避けるため、平素からトラブル防止対策を考えておくことは重要なことと思います。

不服申立の事例

- 業務を委託したが、仕事が進まないで問い合わせたが、言を左右に曖昧な返事でごまかされた。
- 仕事が進まないで催促のため何度か電話したが、電話に出てくれなくなった。
- 業務を委託し着手金も支払ったのに何の連絡もなく仕事が進んでいない。
- 開業予定日までに諸手続を完了するよう依頼し報酬も支払ったが、届け出書類の不備から開業期日に間に合わず開業が大幅に遅れ多大の損害が出たので損害賠償をしてほしい。
- 報酬を前払いで許可申請を依頼したが事務手続きが遅く開業が遅れたので報酬を返還してほしい。
- 自分にも遺贈する旨の遺言状を作成すると言っていたのに、遺言者が死亡後に確認したところ自分に遺贈分はなかった。騙されたので行政書士を処分してほしい。

不服申立の原因

- 依頼人が依頼事項を途中で変更したため時間が掛かった。
- 依頼人が提出した書類に不備があったため書類修正に時間を要した等、依頼人の誤解、曲解や依頼人側に問題があるものもあります。
- 他にも複雑業務を受任し業務処理に相当日数を要することが判っているのに、あえて事務処理能力を超えて更に受任した。
- 受任業務について十分な知識がないのに受任したため時間がかかった。
- 業務処理がおくれた理由を依頼者に説明し納得してもらう努力を怠った。
- 明らかに報酬の減額、一部返還を目的としていると思われるものや行政書士に対する個人的な恨みから事実無根のことを申し立て処分を求めるもあります。

トラブル防止対策

- 処理能力の範囲で受任する。
- 受任業務について、知識不足の場合は、文献で研鑽、熟知した先輩に教えを請う。
- 事務処理に時間がかかっている場合は、その理由を詳細かつ丁寧に説明して依頼者の理解と納得を得る。
- 受任時に預かり書類の点検、受任業務の範囲、報酬等契約事項を明確にした契約書を作成する。
- 業務の正当性を証明するため受任から業務完了までの依頼人との会話を含め業務の推進状況を業務日記に記録しておく。(訴訟に発展した場合有力な資料となります)



行政書士記念日事業のご報告

そうだ！行政書士に聞いてみよう！～創成しおりさんのマンション退去トラブル解決～

昨年10月にオープンした札幌市民交流プラザ（北1条西1丁目）の「札幌市図書・情報館」において、マンション等の契約時や退去時に注意する点をテーマとしたセミナーを開催し、市民ら20人が参加しました。

大学生の創成しおりさんは就職が決まり、マンションから退去することになったが、退去にあたり請求された金額は34万円。困ったしおりさんでしたが国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（再改定版）のおかげで19万円に減額。講師の名古屋会員は、そのポイントと注意点をわかりやすく説明しました。

また、解決できないで困ったときのひとつ手段として、本会ADRセンターの活用と利用方法を述べました。参加者の女性は「30年住んでいるマンションの退去時の心配が解消した」と笑顔で話していました。

日時：平成31年2月23日（土） ▼会場：1階SCARTSコート

講師：北海道行政書士会ADRセンター副センター長
名古屋裕一会員



地域に密着、あさぶでセミナー

札幌市北区麻生町でみんなの居場所として親しまれている「あさぶキッチンリあん」と「あさぶ・まちの保健師サロン」が共催した『いつ訪れるかもしれないひとり暮らし～知っておきたい智慧～』に、セミナー講師として越智敦子支部理事（北海道成年後見支援センター理事）を派遣しました。当日（2月21日）は男性3名、女性3名（地域包括支援センター社会福祉士含む）の参加があり、

最新情報を交えながらの活発なセミナーとなりました。「普段、行政書士がどのような仕事をしているのかわかりませんが、頼りになる専門家の一人なんですね」との感想がありました。



▲地域でそれぞれに活躍するみなさんです

高齢者の財産管理について（成年後見制度を中心に）

3月14日（木）に札幌市中央老人福祉センター（大通西19丁目）にて、標記セミナーを開催しました。講師に

は羽賀亮介会員（北海道成年後見支援センター理事）を派遣しました。

成年後見制度ってなに？

3月15日（金）、札幌市南老人福祉センター（南区石山）にて標記セミナーを開催しました。一般社団法人北海道成年後見支援センターの立ち上げに携わり、現在も中心

となって活動する酒匂桂子札幌支部長（同センター副理事長）が講師となり、成年後見制度の基本と現状を伝えました。

デジタルサイネージでCM放映しています

札幌支部では行政書士記念日に合わせて、札幌中央郵便局でデジタルサイネージを利用したCMを放映しています。札幌支部では950名を超える会員が活躍している

ことや、無料相談会の案内をしています。

いちばん身近な街の法律家

北海道行政書士会 札幌支部

〒060-0001 札幌市中央区北一条西7丁目2-1001

☎011-271-0773 FAX:011-271-6126

～札幌では950名を超える行政書士が活躍しています～
～一人でいて、まず相談！毎月第3水曜日は無料相談会を実施しています！

北海道行政書士会札幌支部

札幌市奨学基金に寄付

札幌支部は、経済的理由により就学困難な方を対象にした返済義務のない札幌市奨学基金に寄付を行いました。

今年で4年目となりますが、今後もしっかりと継続したい活動です。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

法教育「行政書士の仕事から見る財務諸表」

3月11日（月）北海道札幌東商業高校で「法教育」出前講座を開催しました。同校での開催は昨年度に続いて2度目となります。今年の講師は長島靖子札幌支部理事。簿記の重要性、財務諸表の解説や女性にとっての資格の有効性などを伝えました。同校は女子生徒も多く、皆さん真剣に聞いていました。



各ご案内

平成31年度札幌支部定時総会の開催について

支部総会を下記の通り開催致しますので、ご案内申し上げます。
尚、詳細につきましては、後日総会資料をお送り致しますので、ご確認ください。

- 総会 日時：平成31年5月7日（火） 13：00～
場所：札幌ビューホテル大通公園 地下2F ピアリッジホールB
札幌市中央区大通西8丁目 電話 011（261）0111
※総会終了後、以下の要領で懇親会を開催致します。
- 懇親会 日時：同日総会終了後
場所：札幌ビューホテル大通公園 地下2F クレストホール
会費：3,000円

*「役員改選についてのお知らせ」を本支部だよりと共に送付しております。
そちらもご覧ください。

（一社）北海道成年後見支援センターからのお知らせ

日本成年後見法学会学術大会

日本成年後見法学会学術大会が5月25日（土）北海道大学にて開催されます。

- 日時：2019年5月25日（土）12時20分～18時
- 場所：北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟2階 W203講義室
- 統一テーマ：「基本計画における成年後見の展望」（仮）
貴重報告 厚生労働省成年後見制度利用促進室
札幌家庭裁判所・札幌市役所
パネルディスカッション ほか

申込方法その他の詳細は、日本成年後見法学会のホームページ<http://jaga.gr.jp/>で後日公表されます。



札幌支部ホームページについて

札幌支部では、セミナーやイベントなど支部活動のお知らせや報告、支部で開催する研修情報、業務に関連する法改正情報などを支部のホームページで公開しています。ページ中央には研修など支部のスケジュールも掲載されているので、ご活用ください。

また、ページ下部の「関係者専用ページ」では、過去の支部会報や記念事業の記念誌をご覧ください。

今後も迅速な情報公開と支部ホームページの内容の充実をはかり、皆様のご期待に添えますよう、一層努力してまいります。

なお、支部ブログにも適宜情報を公開していますので、こちらもご覧ください。





ちよこつと情報

とび・土工の許可(平成28年5月末までの取得)で解体業を行える期間は平成31年5月末日まで!!

「解体工事業」新設(平成28年6月施行、建設業法改正)に伴う、経過措置として、とび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間(平成31年5月31日まで)は解体工事業の許可を受けずに解体工事業を施工することが可能ですが、平成31年6月1日以降は、解体工事業の許可が必要となります。ご注意ください。

*詳細は国交省の通知をご覧ください。➡



解体工事の追加に伴う経過措置終了時において解体工事を行うとび・土工事業者の取扱いについて(通知)

検索

また、解体工事業の新設に伴う経過措置として、平成28年6月1日時点において現にとび・土工工事業の技術者に該当する者は、平成33年3月31日までの間に限り、解体工事業の技術者とみなされます。

建築基準法 改正

近年の大火災を踏まえ、建築物等の安全確保、既存建築物のストック活用、木造建築物の整備などを見直した「建築基準法の一部を改正する法律」が平成30年6月に公布されて

います。

それに伴い、札幌市では札幌市建築基準法施行条例の改正(案)のパブリックコメントを募集し、対応しています。

日本成年後見学会が北大にて開催

日本成年後見法学会学術大会が5月25日(土)北海道大学にて開催されます。

日時:2019年5月25日(土)12時20分~18時

場所:北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟2階 W203講義室
統一テーマ:「基本計画における成年後見の展望」(仮)

詳細は成年後見法学会のホームページをご覧ください。http://jaga.gr.jp/

改正消費者契約法 2019.6.15 施行

「消費者契約法の一部を改正する法律」の施行により、「取り消しうる不当な勧誘行為」・「無効となる不当な契約条項」等が追加されます。

「不安をあおる告知」、「恋愛感情等に乗じた人間関係の乱用」(デート商法)、「加齢等による判断力の低下の不当な利

用」、「靈感等による知見を用いた告知」などにより締結した契約を取り消すことができるようになります。これらにより社会生活経験の不足による不利益を受ける方、加齢による判断力低下のある方を保護します。

改正入管法 施行

新たな外国人材受入れのための在留資格、「特定技能1号」、「特定技能2号」が創設された「出入国管理及び難民認定法」が平成31年4月1日より一部の規定を除き、施行されます。

それにより、外国人が不足する人材の確保を図るべき産業

上の分野の業務(建設業など)に従事できるようになります。詳しくは



入管法及び法務省設置法改正について

検索

改正労働基準法 残業時間の上限規制 ~建設事業は5年の猶予~

2019年4月より原則時間外労働時間の上限は月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。なお、建設事業などについては、5年(2024年3月31日)の猶予期間が設けられています。

詳細は ➡



時間外労働の上限規制わかりやすい解説—厚生労働省

検索

その他、この改正により、すべての使用者は年休が10日以上付与される労働者に年5日の年休を労働者に取得させることが義務となるなど、「働き方改革」が進むよう支えます。

改正水道法

公共施設などの運営権を民間企業に委託する「コンセッション方式」の導入を、自治体の水道事業でも促進する改正水

道法が成立しています。

チケット不正転売禁止法 6月施行

平成30年12月公布された、「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」が6月より施行されます。



チケット不正転売禁止法

検索

詳細は 文化庁HPをご覧ください。

表紙 解答

①江別市情報図書館
〒069-0815 江別市野幌末広町7番地
電話:011-384-0202

②恵庭市立図書館
〒061-1373 恵庭市恵み野西5丁目10-2
電話:0123-37-2181

③千歳市立図書館
〒066-0046 千歳市真町2196番地の1
電話:0123-26-2131

④北広島市図書館
〒061-1121 北広島市中央6丁目2番地1
電話:011-373-7667

⑤石狩市民図書館
〒061-3217 石狩市花川北7条1丁目26
電話:0133-72-2000

⑥札幌市中央図書館
〒064-8516 札幌市中央区南22条西13丁目1番1号
電話:011-512-7320

入退会報告

●入会しました

(入会年月日)	(会員番号)	(氏名)	(事務所)
1.H30.12.1	5873	吉澤久美	中・西区1
2.H30.12.1	5874	田淵勝彦	南・厚別区
3.H30.12.1	5876	村端悟	北・北区2
4.H30.12.1	5877	秋山章司	北・東区1
5.H30.12.1	5878	吉本泰一	中・中央区2
6.H31.1.1	5881	及川洋平	北・北区1
7.H31.1.1	5883	沼澤哲也	中・中央区2
8.H31.1.1	5884	八尾谷若菜	中・中央区5
9.H31.1.1	5885	相田浩志	中・中央区4
10.H31.1.1	5886	田中一樹	北・手稲区
11.H31.1.1	5887	原田拓也	東・白石区1
12.H31.1.1	5889	堀尾俊介	北・北区1
13.H31.2.1	5890	木村元輝	北・東区3
14.H31.2.1	5892	駒形泰一	東・豊平区2
15.H31.2.1	5893	小澄健士郎	中・西区1

●退会しました

(退会年月日)	(会員番号)	(氏名)	(事務所)
1.H30.12.1 (東京へ移転)	5322	丸山達也	南・千歳区
2.H31.2.4	4412	福寿淳	南・南区

* 平成31年2月1日現在の会員数 967名、法人14

● GWの事務局開局の日 ●

4月30日(火)・5月2日(木)は
事務局を開業します。

収入証紙販売も行いますので、
ご希望の方は**4月25日(木)**までにご連絡ください。

編集後記

現在の編集委員での会報は今号が最後となります。今期はまた様々な試みがあり、評価のお声も頂いておりましたがいかがだったでしょうか。

取材を通してこれまでにお会いできなかった先生方との出会いもあり、私としても多くのことを学ばせていただきました。2年間本会報をお読み頂きありがとうございます。また今後も引き続きご愛読よろしくお願いたします。
(坂之井直紀)

昨年末に、第3子を出産いたしました。その後に行われた、こちらの札幌支部だより制作のための編集会議、そして原稿作りはお休みさせていただきました。監察広報部の皆様、ご配慮いただきましてありがとうございます。私自身、監察広報部は2度目の経験ですが、いざ自分が担当するまで、このような会報作りには多くの苦労と時間が割かれていることを考えることさえありませんでした。他の理事の業務も同じです。改めて感謝申し上げます。
(篠原 董)

古いSF映画を観ていたら、未来でも公衆電話がある世界でした。新入社員の頃、会社から持たされていたポケベルが鳴ると、会社に連絡を入れるために公衆電話を探していたことを思い出しました。通信環境の変化が早すぎたのでしょうか？あの頃と今とは、仕事で要求される「スピード感」も違うような気がします。早いといえば、この春号が今期最後の支部会報になります。2年間のお付き合い、ありがとうございました。
(紺野裕和)

任意後見人としてサポートしてきたご本人が亡くなった。夜中に病院から電話があり、葬儀会社に連絡、翌日打ち合わせ。死後事務委任契約もしていたのでお通夜、告別式、火葬と慌ただしい日々が続いた。生前契約していた葬儀会社は偶然だが、昨年母の葬儀をしたところ。事前に流れがわかっていたら大変だったと思う。3月28日は母の一周忌。ありがとう。これからも見守ってくださいね。みなさま、2年間ありがとうございました。
(原田和子)

「情けは人のためならず」の解釈が子供のころ(テスト問題を解くころ)から好きではなかった。選択肢①「巡り巡って自分に良い報いが返ってくるという意味」、②「その人のためにならない」があれば①を選ぶのだが、そのような下心ある行為が善行と評価されるのか。③情けを必要とする人に情けをかけるのは誰のためでもない。(人として当然の行為)を選択したい。見返りは期待しない。と偉そうに言いつつ、神様は見えていないのだろうか？と釈然としない時もそれなりにある。

自分の知りたいこと、忘れていたこと、気持ちを代弁している・表現している文面に出会えると嬉しい。そんな会報であるといい。
(越智敦子)

札幌支部だより 北海道行政書士会札幌支部 第152号 2019年3月27日発行

発行人 酒匂 桂子 編集責任者 堀川 貴之 編集長 越智 敦子

発行所 北海道行政書士会札幌支部
札幌市中央区北1条西8丁目
丸二羽柴ビル4F

TEL (011) 271-0773

FAX (011) 271-6126

gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

印刷所 社会福祉法人 北海道リハビリ—
北広島市西の里507番地の1
TEL (011) 375-2116

頒 価 500円(送料込)

ホームページ <http://gyosei.s93.xrea.com>

ブログ <http://gyoseisapporo.blog113.fc2.com>

Facebook <https://www.facebook.com/gyosei.sapporo>